



平成 22 年 3 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 トライアイズ  
代 表 者 代表取締役社長 池田 均  
(コード 4840 大証ヘラクレス市場 G)  
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 赤根 克洋  
電 話 0 3 ( 3 2 2 1 ) 0 2 1 1

### 訴訟の請求拡張申立てに関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 19 日付けにて提起された訴訟（平成 21 年 6 月 29 日公表）に関して、平成 22 年 3 月 5 日付けで、下記のとおり、請求拡張の申立てを受けましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 申立てをした者

当社元監査役 古川孝宏

2. 拡張申立の内容

当社の監査役であった古川孝宏氏（平成 21 年 10 月 9 日開催の臨時株主総会において解任されています。）が、上記の仮処分申立ての後、監査役在任中の平成 21 年 4 月 9 日から平成 21 年 12 月末日までの間に、鳥飼総合法律事務所の鳥飼重和弁護士らに対して、監査役としての権限行使について法律相談及び代理人活動を依頼したことに伴う弁護士業務の対価として、会社法 388 条第 3 号に基づき、当社に対して、既に請求している弁護士報酬額に加え、16,777,950 円（合計 31,923,593 円）を古川氏に代って支払うことを求めるものです。

3. 今後の見通し

これらの報酬等については、既に請求を受け、訴訟において争っているものと同様に、当社が了解しているものではありません。

当社としましては、古川氏が求めている弁護士報酬等については、そもそも監査役の職務の執行に必要な費用であるとは考えておらず、また、その金額についても常識を逸脱した金額であるため、当社に支払義務はないと考えており、既に請求を受けている分と合わせて、引き続き争う方針です。

なお、当社の業績その他の事項への影響は軽微です。

#### 4. 原訴訟の内容（ご参考）

当社の監査役であった古川孝宏氏（平成 21 年 10 月 9 日開催の臨時株主総会において解任されています。）が、鳥飼総合法律事務所の鳥飼重和弁護士らを代理人として、先に古川氏が提起した仮処分命令の申立て（平成 21 年 3 月 17 日公表の『仮処分命令の申立てに関するお知らせ』をご参照ください。）等に伴って古川氏の代理人である同弁護士らに支払うべきとされる 15,145,643 円（弁護士報酬 11,785,200 円、意見書代 3,150,000 円、実費 210,443 円）について、監査役職務の執行に必要な費用であるとして、会社法 388 条第 3 号に基づき、古川氏に代って、当社に対して支払うことを求めるものです。

以 上